

I 令和3年度の都内道路交通騒音・振動調査結果の概要

1 調査目的及び調査事項

東京都（以下「都」という。）では、騒音規制法の改正に伴い、平成12年度から「自動車騒音の状況の常時監視」（環境基準の達成状況の把握）を開始した。平成15年度からは区部については区長に事務が移譲され、更に平成24年度からは市部の事務が市長に移譲されたことにより、現在、都は多摩部の町村区域の測定・評価を行っている。

また、区市においては常時監視に加えて、毎年、騒音規制法及び振動規制法に基づき、自動車騒音や道路交通振動の状況を調査しており、令和3年度は自動車騒音について366地点で、道路交通振動について312地点で調査を実施した。そのうち自動車騒音の359地点、道路交通振動の306地点は、昼間・夜間の両時間区分で調査を実施している。

本報告書は、都、区及び市による調査結果を基に、自動車騒音の状況の常時監視、自動車騒音に係る要請限度及び道路交通振動に係る要請限度の超過状況等、騒音及び振動の大きさの状況を全都的に把握することを目的として取りまとめを行ったものである。

調査事項及び調査実施者は表1のとおりである。

表1 調査事項及び調査実施者

調 査 事 項		調査実施者	根 拠
騒音	環境基準の達成状況	知事（3町1村） 区長（23区） 市長（26市）	騒音規制法第18条
	要請限度の超過状況	区市長	騒音規制法第17条及び第21条の2
振動	要請限度の超過状況	区市長	振動規制法第16条及び第19条

2 調査地点数及び対象道路等

令和３年度に実施した測定地点数及び対象道路等は、表２のとおりである。

表２ 測定地点数及び対象道路等

	騒音に係る環境基準	騒音に係る要請限度	振動に係る要請限度
対象地域	23区、26市、 西多摩郡（３町１村）	23区、26市	23区、26市
評価区間数 測定地点数	954評価区間	366地点	312地点
対象道路	高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、主要地方道、一般都道、一般区市道	高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、主要地方道、一般都道、一般区市道	高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、主要地方道、一般都道、一般区市道
測定期間	令和３年４月から 令和４年３月まで	令和３年４月から 令和４年３月まで	令和３年４月から 令和４年３月まで
測定位置	道路端 原則として高さ1.2～1.5m	道路端 原則として高さ1.2～1.5m	道路端 地表面

3 騒音の状況

（１）東京都及び23区26市の調査結果（環境基準の達成状況等）

① 面的評価による環境基準の達成状況

令和３年度に面的評価を実施した954評価対象区間における、道路沿道（道路端から50mの範囲）の住居等の戸数は945,023戸で、そのうち環境基準で定める昼間（６時から22時まで）の時間区分において環境基準を達成していた戸数は898,417戸で、達成率は95%、夜間（22時から翌６時まで）で達成していた戸数は849,117戸で、達成率は90%であった。

道路端から15m又は20m以内の特例の基準が定められている近接空間と、それより後ろの非近接空間ごとの達成状況は表３のとおりである。

近接空間の達成状況は、昼間92%、夜間84%と低くなっている。

表３ 面的評価結果（近接・非近接別の環境基準達成率）

	昼間			夜間		
	近接	非近接	全体	近接	非近接	全体
区 部	91.0%	98.1%	94.3%	81.5%	95.8%	88.2%
市 部	96.5%	98.4%	97.5%	93.5%	97.1%	95.5%
町村部	97.4%	99.0%	98.3%	81.9%	97.9%	90.7%
全 体	92.1%	98.2%	95.1%	84.0%	96.1%	89.9%

② 基準点における騒音レベルと環境基準値（昼間 70dB、夜間 65dB）との比較

ア) 環境基準値以下の地点数及びその割合

面的評価の基準点として令和 3 年度に騒音測定を実施した 278 地点（区部 150 地点、市部 117 地点、町村部 11 地点）のうち環境基準に定める昼間（6 時から 22 時まで）、夜間（22 時から翌 6 時まで）の両時間区分で環境基準値以下の地点は 203 地点で、その割合は 72.5 %であった。

イ) 時間区分別の環境基準値との比較

昼間、夜間の時間区分別に見ると、昼間の時間区分で基準値を下回っていた地点は 241 地点でその割合は 86.7%、夜間の時間区分で基準値を下回っていた地点は 203 地点でその割合は 72.5%であった。

（2）区市の調査結果（要請限度の超過状況）

① 要請限度超過地点数及び超過率

昼間・夜間の両時間区分で騒音測定を実施した 359 地点（区部 224 地点、市部 135 地点）のうち、要請限度に定める昼間（6 時から 22 時まで）及び夜間（22 時から翌 6 時まで）の両時間区分のいずれか又は両時間区分で要請限度を超過していた地点は 20 地点で、超過率は 5.6%であった。

② 時間区分別の要請限度の超過状況

昼間・夜間の時間区分別に見ると、昼間の時間区分では 2 地点で超過し、超過率は 0.6%であった。夜間の時間区分では 20 地点で超過し、超過率は 5.6%であった。

③ 区域の区分別要請限度の超過状況

区域の区分別の超過状況では、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域である c 区域の超過率が高く、c 区域の測定地点数 198 地点のうちいずれかの時間区分で超過していた地点数は 13 地点で、超過率は 6.67%であった。

4 振動の状況

区市の調査結果（要請限度の超過状況）

昼間・夜間の両時間区分で測定を実施した 306 地点（区部 191 地点、市部 115 地点）のうち、要請限度に定める昼間（8 時から 19 時又は 20 時まで）、夜間（19 時又は 20 時から翌 8 時まで）のいずれか又は両時間区分で要請限度を超過していた地点はなかった。